

平成28年3月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年3月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を商工会議所大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員	欠席	29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	欠席
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	欠席
14番	緒方 義範 委員	欠席	36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	欠席
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから3月の農業委員会を開催いたします。
まず、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番の1件です。
第3選挙区、2番の1件です。
第4選挙区、3番から、3ページ7番までの5件でございます。
3ページをお願いいたします。
第7選挙区、8番の1件でございます。
以上、1番から8番までの申請案件につきましては、農地法第3条第2項、各号の
審査基準について、地域審査会において審査表を配付して説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 4ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

第3選挙区、1番の1件です。

申請地、山本町豊田、田、231m²、申請理由、申請地を露天資材置場及び露天駐車場として利用するものであります。なお、農地区分は1種農地になっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものの例外規定を適用しております。

第5選挙区、2番の1件でございます。

申請地、北野町中、田、3筆、畑、3筆、計1,029m²、申請理由、申請地に集合住宅1棟を建築するものでございます。

第6選挙区、3番の1件でございます。

申請地、城島町江上、田、481m²、申請地に自己用住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに御報告をお願いいたします。

野村副会長 では、御説明いたします。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

申請地は、山本小学校から北西へ約800mのところに位置しています。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

しかし、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。申請地につきましては既に造成してあり、始末書つきの申請となっております。

雨水は、敷地内のためますを經由して東側水路へ放流いたします。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設する計画となっております。水利関

係承諾書につきましては、柳坂水利組合長より水路に影響を及ぼさないことを条件に得ておられます。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。

審議番号2番の説明をします。地図も2番でございます。

申請の場所は、北野総合支所より南東に100mのところでございます。申請理由は、申請人が集合住宅を建築するための申請でございます。農地区分は、申請地が都市計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地といたしております。

被害防除として、隣接地との境界にはコンクリートブロックにより土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画でございます。

雨水につきましては、ためますを設置し、南側の既設水路へ放流する計画となっております。また、汚水、生活雑排水は、既設の下水道に接続する計画でございます。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水承認をとってございます。

地域審査会にて委員全員で現地確認をいたしまして、問題ないことを確認したものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

松延副会長 続きまして、第6選挙区の現地調査結果について報告いたします。

審議番号3番、地図番号も3番です。

申請人は、****さんで自己住宅を建設しようとするものです。申請地は集落内の農地で、農業地域区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と判断しています。

被害防除計画については、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに東側水路に放流します。水路側には土どめをするなど、特に問題はないと思われれます。また、土地改良区からの排水承認並びに転用同意等も得ています。

城島地域審査会では、現地調査を行い、転用やむなしと判断しています。

以上、1件の御審議、よろしく願いいたします。

議 長 以上で地元副会長からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、
県へ送付いたします。
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
報告議案の審議番号7番は、農業委員会等に関する法律第24条第1項の議事参与の
制限に該当いたします。よって、審議番号7番とそれ以外に分けて審議をいたしま
す。
それでは、第3号議案のうち審議番号7番についてを議題といたします。
議席番号****番、****委員の退席を求めます。
それでは、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
6ページをお願いいたします。第7選挙区、7番。
申請地、三瀨町草場、田、494m²、申請理由、申請地を譲り受けて自己用住宅を
建築するものであります。
なお、農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供
するものであり、不許可の例外規定を適用しております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと
思います。
審議番号7番は、第7選挙区の案件でございますので、廣重副会長から報告を受け
たいと思います。

廣重副会長 それでは、第7選挙区のほうから説明を申し上げます。
審議番号7番、図面番号10番について説明をいたします。
申請地は、三潞校区の草場地区にあり、三潞小学校から西へ約1,300mに位置し、農地区分は第1種農地ですが、第1種農地例外規定、地域農業の振興に資する施設に供するものに該当します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅として利用するものです。
雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水はためますを通じ、東側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われまます。なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も受けてあります。
三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。御審議のほうをよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 以上で地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第3号議案のうち審議番号7番について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案のうち審議番号7番は可決されました。よって、県へ送付いたします。
審議番号7番は終了しましたので、退席をされています議席番号****番、**委員の出席を求めます。
****委員に報告をいたします。審議番号7番は可決をされました。
続きまして、「第3号議案のうち審議番号7番を除く議案について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、番号7番を除く」
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

第2選挙区、1番の1件です。

1番、申請地、安武町安武本、畑、4.89m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として利用するものであります。

第3選挙区、2番、3番の2件であります。

2番、申請地、山本町豊田、畑、889m²、申請地を借り受けて露天駐車場として利用するものであります。

3番、申請地、山本町豊田、田、298m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

6ページをお願いいたします。

第4選挙区、4番、5番の2件でございます。

4番、申請地、田主丸町田主丸、田、3筆、合計904m²、申請地を取得し、集合住宅2棟、10戸を建築するものです。

5番、申請地、田主丸町豊城、田、330m²、申請地を譲り受けて、貸し中古車置場として利用するものです。

第5選挙区、6番の1件でございます。

6番、申請地、北野町八重亀、田、493m²、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第7選挙区、7ページの8番から、8ページの11番までの4件でございます。

8番、申請地、三潞町田川、田、626m²、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。なお、農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、三潞町西牟田、畑、325m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、三潞町玉満、田、5筆、畑、1筆、計2,588m²、申請地を借り受けて店舗を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

11番、申請地、三潞町西牟田、田、5筆、合計2,194m²、申請地を取得し、建売分譲9戸を建築するものです。なお、農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの報告が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は、安武小学校から北東へ約700mのところに位置しています。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張ですが、申請地は既に宅地の一部として造成されており、始末書つきの申請となっております。今後このようなことがないように指導を行っております。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、南側の既存水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は、申請地域については発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックを利用する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用やむなしと判断しております。御審議のほど、よろしく願います。

以上です。

野村副会長 審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は、山本小学校から南西へ約250mのところに位置しています。転用目的は露天駐車場となっております。農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種の農地と判断しております。

雨水は、敷地内のためますを経由して西側水路へ排水する計画です。汚水、生活雑排水については発生いたしません。地元自治会長からの水利承諾も得ておられます。被害防除につきましては、既に実施済みで土どめがされており、周辺への影響はないと判断しております。

次に行きます。

審議番号3番、地図ナンバーは6番です。

申請地は、山本小学校から北西へ約1kmのところへ位置しています。転用目的は自己用住宅となっております。農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、敷地内のためますを經由して北側水路へ排水する計画であり、汚水、生活雑排水については、地域下水道へ排水する計画であります。地元自治会長からの水利承諾ももらっております。

被害防除につきましては、周囲へコンクリートブロックを設置する計画となっております。周辺への影響はないと判断しております。

以上、2件、審査会によりまして支障なしと判断いたしました。よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から報告いたします。

審議番号4番について説明をします。地図ナンバーは7番です。

申請地はJ R 田主丸駅から南西に500mのところへ位置します。転用目的は集合住宅の建築となっております。農地区分については、駅から半径300m以内の圏内にある農地であり、第3種農地です。

雨水排水につきましては、北側側溝に放流します。また、汚水、生活雑排水については、市公共下水道に接続し、放流いたします。周囲への被害防除につきましては、L型擁壁を施し土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、田主丸総合支所から北西に900mのところへ位置します。転用目的は貸し中古車置場となっております。農地区分については、官公庁から半径1,000m以内の圏内にある農地であり、第2種農地です。

雨水排水につきましては、南側と北側に側溝を新設し、ためますを通して西側側溝に放流します。また、汚水、生活雑排水については発生いたしません。

周囲への被害防除につきましては、周囲に既存のコンクリートブロックがあり、土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。

以上、2件の申請につきましては、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。

審議番号6番について説明をいたします。地図ナンバーは9番でございます。

申請の場所は、西鉄田主丸駅から北東に約450mのところでございます。申請理由は、申請人が父親から申請地をお借りしまして、自己用住宅を建設するための転用申請でございます。農地区分は、申請地が都市計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界にはコンクリートブロックで土どめ工事を行い、土砂の流出を防除する計画です。

雨水につきましては、自然流下及びためますを設け、北側の既設水路へ放流する計画です。汚水、生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、北側の既設水路へ放流する計画です。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意意見書をとってございます。

地域審査会で現地を全員で確認いたしまして、問題ないことを確認いたしましたところでございます。審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

廣重副会長 それでは、第7選挙区より報告いたします。

審議番号は8番、図面番号11番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の田川地区で、西鉄三潞駅から南東へ約800mに位置し、農地区分は第1種農地になりますが、第1種農地例外規定、地域農業の振興に資する施設に供するものに該当します。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅として利用するものです。申請人は宮大工として会社勤めをしてありますが、家業として独立されるため、広さとしては必要面積だと判断をしております。

被害防除につきましては土どめ、雨水はためますを設置し、南側側溝へ排水されるので、特に問題はないと思われれます。なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。
続きまして、審議番号9番、図面番号12番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の十連寺地区にあり、西牟田小学校から北へ約700mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農地区分は第2種農地と判定をしております。転用目的は、申請地を取得して自己用住宅として利用するものです。

雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水はためますを通じ、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。なお、西牟田西部水利組合の排水承認も得ており、土地改良区は地区外となっております。

三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。
続きまして、審議番号10番、図面番号の13番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の玉光地区にあり、西鉄犬塚駅から南へ約350mに位置し、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は、申請地を借り受けて店舗として利用するものです。

被害防除につきましては、周囲を重力式擁壁により土どめをします。

雑排水は合併浄化槽を設置し、油等の廃棄は専門業者に引き取らせ、雨水はためますを通じ、東側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。
続きまして、審議番号11番、図面番号14番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の新栄町地区にあり、西牟田小学校から東へ約600mに位置し、農地区分は第1種農地ですが、第1種農地例外規定、農業の振興に資する施設で不許可の例外規定を適用しています。転用目的は、申請地を取得して建売分譲9区画として利用するものです。

被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロックにより土どめを行い、雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水はためますを通じ、東側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。なお、西牟田西部水利組合の排水承認も得ており、土地改良区は区域外となっております。

三潞地域審査会において、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

以上、4件について皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第3号議案のうち審議番号7番を除く議案について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案のうち審議番号7番を除く議案については可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
「第4号議案 非農地証明について」
非農地証明願が提出されましたので付議いたします。
第6選挙区、1番の1件です。
申請地、城島町大依、田、366m²、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものであります。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者
名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いします。
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録
申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出され
ましたので付議いたします。
第5選挙区、1番、1件です。
1番、申請人、北野町中川、****、経営面積8,279m²、農用地利用計画に従
い利用すると認められます。
第6選挙区、2番、1件です。
2番、申請人、城島町江上本、****、経営面積2万6,648m²、農用地利用計
画に従い利用すると認められます。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっ

せん委員の指名について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。

「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出がありましたので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申出人、安武町安武本、****、名簿登録者からの申し出です。あっせん対象地、安武町安武本、田、5筆、計4,991m²、あっせん委員、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

第6選挙区、2番、1件です。

2番、申出人、城島町芦塚、****、名簿登録者からの申し出です。あっせん対象地、城島町芦塚、田、2,635m²、あっせん委員、松延洋一委員、市川範子委員です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いいたします。

「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

第5選挙区、1番、2番の2件です。

1番、所在、北野町金島、田、413m²、推進機構からの買い上げとなります。

2番、所在、北野町上弓削、田、774m²、推進機構への売り渡しとなります。

第6選挙区、3番、4番の2件です。

3番、所在、城島町浮島、田、2,879m²、推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在、城島町上青木、田、2筆、計5,249m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から4番までの各案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第16条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」

行政不服審査法及び久留米市個人情報保護条例規則の改正に伴い、久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正したいので付議いたします。

これにつきましては、行政不服審査法及び久留米市個人情報保護条例規則の改正に伴う文言の変更となっております。

記、久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程、久留米市農業委員会事務局規程（昭和45年久留米市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
第5条第3号中「、削除及び目的外利用等の中止」を「、利用の停止、消去及び提供の停止」に改める。

第6条第9号から11号までを次のように改める。

9号、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示請求に係る請求書の受付、開示決定等の処分及び開示に関すること。

10号、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）の規定に基づく保管個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求に係る請求書の受付、諾否の決定承認及び開示等に関すること。

11号、前2号に規定する処分に係る審査請求に関すること。（議決に関することを除く）

附則、この規程は平成28年4月1日から施行する。

なお、現行との変更点につきましては、14ページ、新旧対照表の全部分となります。以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。

以上をもちまして議案の審議を終わります。

引き続き、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について」

「報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取消願について」

「報告第6号 農地移動適正化あっせん事業について」

「報告第7号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
までを一括して議題といたします。

なお、報告第1号から報告6号までについては、事務局の説明を省略いたします。
それでは、報告第7号について事務局の説明を求めます。

「事務局概要説明」

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。報告第1号から6号、そして7号ということで、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

委員 報告の第7号、6ページで、私が理解できてないところ質問しますけれども、促進事業に関する評価ということで、課題が担い手の指導、技術習得の機会を確保する必要があるということで、目標が20経営、これは新規ということですよ。少し課題と目標がずれているのかなという、理解ができないところがあり、技能を高めるために、新規経営者、若手に対し講習をするという課題であると思うのですけれども、20経営というような、目標が少し言葉的に、農業委員会ではない人がこの報告書を見た上で課題と目標が違うというのは、これは補足する必要があるのではないかなと思うので補足していただければと。

事務局 まず、こちらで掲げられております認定農業者等担い手の育成及び確保というふうに関しましては、まず大きな課題の中で認定農業者数等を増やしていこうという

ころがございました。

なぜ増えていってないのかというと、今後認定農業者となっていただくような青年就農者を増やしていくという課題を立てて、技術習得等の支援の機会を確保する必要があると、これは青年就農者が農業を始められた後、経営が安定していくという部分において、少し課題があるということで、技術支援等の機会を確保する必要があるのではないだろうかという意味として、書かせていただいております。

委 員 わかりました。ちょっと表裏的に補足が必要な部分があると思いますので、また再度検討していただいて、実際に運用できるように改善していただければと思います。

事務局 では、数字に関しては御理解をいただいたということで、もう少し農業者の方にわかりやすく、理解していただけるような表現に見直しをさせていただこうかと思っております。

議 長 今、質疑に回答したわけですけれども、新規就農者は結構ふえてきております。ただ、それが認定農業者までということになりますと、なかなかまだ課題はあります。

法人化も進んできた中で、認定農業者というものをつくっていかなければいけないということでもありますから、ここに書いてありますように、農業生産法人65法人という中で、私は認定農業者を育成していかななくてはならないというふうに考えています。

私のところも、小さな農業法人になります。90町ぐらいの規模になるんですけども、その中で認定農業者を育て認定農業者を増やそうという考えを持っております。そして、海外との取引など、そういった形で全委員に御協力をいただいて進んでいかななくてはならない。そういうふうになれば認定農業者が必ず必要です。ですから、そういった方向を持って、目標を、ここで言われる認定農業者、20の認定を掲げておったと思いますけれども、その認定農業者までが、今、結構、これ821おられます。この方たちのほかに20つという、なかなか目標も高いなというふうには感じるところでありますけれども、やはり最終的に認定農業者を増やさないといけない。農業法人が増えても認定農業者を増やさないと、なかなか農業経営というのは、今後、難しくなってくるのではなかろうかというふうに今思っており、そうい

ったことを含めて、農業委員会の中でも検討させていただこうというふうに思いますので、よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。

委員 今に関連しまして、認定農業者の共同経営の申請もあると思いますが、あまり当てはまる人はいない。そういうのは数字に上げられない個人経営主になる認定農業者だったら、もうほとんどゼロに近いだろうというふうに思います。

議長 今、質疑されているのは、これは個人の認定農業者ということで目標を20上げておるのか、それとも共同体で認定農業者になればそれもこの数字に入っていくのかということだと思えます。

事務局 この20経営、補足が漏れておりましたけれども、まずこれは市の農政部の中で上げている市の目標という形になりますので、先ほど委員のほうから共同経営体、こちらも含めるのかということに関しましては、一度、農政部のほうとも確認をとらせていただいて、回答させていただければと思います。

それと、数字についての補足説明になりますけれども、こちら今現段階で1月現在でということになっておりまして、もう一度、3月31日現在の数字で置きかえる部分となります。

これに関しましては、ちょうど今、更新等も行われている状況でございますので、3月31日現在になると、ふえる可能性がございますので、一応そこだけ御理解いただければと思います。

議長 先ほど御質問のありましたように、個人で認定農業者をとろうというのがなかなか難しいですから、共同で認定農業者になるというような部分がある。

ですから、個人というのはもう大体800近くいっておりますから、なかなか、この認定農業者というのは、トマトとかいろんな野菜関連の認定農業者が介入されてあるわけです。だから、農業経営が拡大をしないと、認定農業者も当然増えてはくれないだろうと私は思います。

ですから、新規就農者は結構増えています。そういった方にいろんな形で提案していきますけど、審議する中で新規就農者の申請も聞いておりますけれども、そこがまた認定農業者までいくまでにいろんな形で協力をしていく、そういうのがやっぱり私は法人の中で受け継がれていかなければならない。個人でいく目標がちゃん

とあるのですからなかなかそこまでいかないような状況であります。

私のほうにも一月、1件だけ、新規就農したいということで、話はきています。ですけれども、その人が認定農業者になるまでには、なかなか厳しいなというふうに感じており、そういった形で農政部とも話しております。

そういうことで20というのは、今ある方をしてきたのか、ちょっと私もよくわからないわけですので、またきちんと農業委員会の活動として上げるならば、やはり我々もきちんとしたことをして、どういった形で20の経営を目指しているのかというのもしていきたいというふうに思います。

ほかに質疑ございませんか。今のところは検討させていただきます。

「なしの声」

議 長 ほかに御質疑がないようですので、報告第1号から報告第7号までの報告事項を終わりたいと思います。ようございますか。ありがとうございます。

次に、お諮りをいたします。

本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することと決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、27番、高山憲行委員、44番、廣重孝委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。